## 監事監査報告書

平成26年6月18日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 学 長 小 笠 原 直 毅 殿

監事 二宮 清 ⑩

監事 野口哲子 ⑩

私ども監事は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づく意見表明のため、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書。以下「財務諸表」という。)、事業報告書及び決算報告書について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告します。

## 1 監査の方法の概要

監事は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学監事監査規程に基づき、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局及び各研究科おいて業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から会計監査の方法及びその結果について報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

## 2 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)は、国立大学法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、当法人の財務状態、運営状況等を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

## 3 注記

野口哲子監事については、平成26年4月からの監事在任期間中に報告を受けた範囲において、 上記監査の結果を相当であると認めます。